



市 章

大津市公報

令 和 4 年 9 月 29 日
号 外 (第 49 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

○ 規 則

- 78 大津市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則…………… 1
- 79 大津市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… 2
- 80 大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… 2
- 81 大津市手数料条例施行規則の一部を改正する規則…………… 3
- 82 大津市医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則…………… 3
- 83 大津市老人福祉医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則…………… 3
- 84 大津市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則…………… 3

○ 企 業 局 管 理 規 程

- 13 大津市浄水施設等整備・運営事業審査委員会規程…………… 4

規 則

大津市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年9月29日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第78号

大津市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

大津市職員の育児休業等に関する規則(平成4年規則第14号)の一部を次のように改正する。

第3条の2(見出しを含む。)中「第2条の3第3号イ」を「第2条の3第3号ウ」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 条例第2条の3第3号の市長が定める特別の事情に該当した場合

第3条の3の見出し中「第2条の4第2号」を「第2条の4第3号」に改め、同条中「第2条の4第2号」を「第2条の4第3号」に、「、前条」を「、前条第1号及び第2号中」に、「、「1歳6か月到達日」を「「1歳6か月到達日」と、同条第3号中「第2条の3第3号」とあるのは「第2条の4」に改める。

第4条第1項中「第3条第8号」を「第3条第7号」に、「条例第2条の3第3号に掲げる場合又は条例第2条の4の規定に該当する場合にあっては」を「次に掲げる場合は」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合

(2) 条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳到達日(当該請求をする非常勤職員が同条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業(同号に規定する地方等育児休業をいう。)の期間の末日とされた日が当該請求に係る子の1歳到達日後である場合は、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)以前の日である場合

(3) 条例第2条の4の規定に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳6か月到達日以前の日である場合

第4条第2項中「非常勤職員」を「任期を定めて採用された職員」に、「第3条第8号」を「第3条第7号」に改める。

第5条を次のように改める。

(育児休業の期間の延長の請求手続)

第5条 育児休業の期間の延長の請求は、所定の様式による請求書により行い、条例第3条第7号に規定する職員が任期を更新されることに伴い育児休業の期間の延長を請求する場合を除き、育児休業の期間の末日とされている日の翌日の1月(次に掲げる育児休業の期間を延長しようとする場合は、2週間)前までに行うものとする。

(1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内にしている育児休業(当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。)

(2) 条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当してしている育児休業

(3) 条例第2条の4の規定に該当してしている育児休業

2 前条第2項本文、第3項及び第4項の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

第8条第4号中「引き続き」を「引き続いて」に改める。

第11条の次に次の1条を加える。

(育児短時間勤務計画書の記載事項の変更の届出)

第11条の2 条例第11条第6号の育児短時間勤務計画書を提出した職員は、当該育児短時間勤務計画書に記載した事項について変更が生じた場合には、遅滞なく任命権者に当該変更が生じた事項を届け出るものとする。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

大津市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年9月29日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第79号

大津市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和32年規則第22号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項第3号中「により育児休業」の次に「（次に掲げる育児休業を除く。）」を加え、「（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である職員を除く。）」を削り、同号に次のように加える。

ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から大津市職員の育児休業等に関する条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から大津市職員の育児休業等に関する条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業

第21条第2項第3号中「により育児休業」の次に「（第15条第2項第3号ア及びイに掲げる育児休業を除く。）」を加え、「（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である職員を除く。）」を削る。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年9月29日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第80号

大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和2年規則第29号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項第2号中「により育児休業」の次に「（次に掲げる育児休業を除く。）」を加え、「（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下であるフルタイム会計年度任用職員を除く。）」を削り、同号に次のように加える。

ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から大津市職員の育児休業等に関する条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である育児休業

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から大津市職員の育児休業等に関する条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である育児休業

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

大津市手数料条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年9月29日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第81号

大津市手数料条例施行規則の一部を改正する規則

大津市手数料条例施行規則(平成13年規則第12号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「等級4に」を「等級4から等級7までのいずれかの等級に」に、「が等級4又は等級5」を「が等級4から等級6までのいずれかの等級」に、「、等級4又は等級5」を「から等級6までのいずれかの等級」に改める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

大津市医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年9月29日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第82号

大津市医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

大津市医療費助成条例施行規則(昭和49年規則第2号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項を削る。

第7条の見出し中「返還」を「返還等」に改め、同条中「とき」の次に「、又は受給券の記載事項に変更が生じたとき」を加え、同条に次の1項を加える。

2 受給者は、受給券の有効期間が満了したときは、当該受給券を処分することができる。

様式第2号から様式第2号の4までの規定中「返してください」の次に「。ただし、有効期間が満了したときは、この券を処分することができます」を加える。

附 則

1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の大津市医療費助成条例施行規則様式第2号、様式第2号の2、様式第2号の2の2、様式第2号の3及び様式第2号の4による助成券は、当該助成券に記載された有効期間が満了するまでの間、使用することができる。

大津市老人福祉医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年9月29日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第83号

大津市老人福祉医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

大津市老人福祉医療費助成条例施行規則(昭和58年規則第8号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第1項ただし書」を「ただし書」に改め、同条の表第5条第1項の項中「第5条第1項」を「第5条」に改める。

様式第1号(裏)中「返してください」の次に「。ただし、有効期間が満了したときは、この券を処分することができます」を加える。

附 則

1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の大津市老人福祉医療費助成条例施行規則様式第1号による助成券は、当該助成券に記載された有効期間が満了するまでの間、使用することができる。

大津市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年9月29日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第84号

大津市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

大津市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則(平成21年規則第127号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第5項」を「第7項」に改める。

第8条中「第10条」を「第11条」に改める。

第9条中「認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申請書」を「認定長期優良住宅建築等計画等に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申請書」に改める。

様式第3号中「改築」を「改築/既存」に、「工事種別」を「申請種別」に改め、同様式中注3を注4とし、注2を注3とし、注1の次に次のように加える。

2 この様式において「既存」とは、上記の申請が、法第5条第6項又は第7項の規定による認定の申請に係るものであることを指します。

様式第4号中「改築」を「改築/既存」に、「工事種別」を「申請種別」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 この様式において「既存」とは、上記の申請が、法第5条第6項又は第7項の規定による認定の申請に係るものであることを指します。

様式第5号中「改築」を「改築/既存」に、「工事種別」を「認定種別」に改め、同様式中注2を注4とし、注1の次に次のように加える。

2 この様式において「既存」とは、上記の認定建築物(認定長期優良住宅)が、法第5条第6項又は第7項の規定による認定の申請に係るものであることを指します。

3 「6 認定種別」が「既存」である場合は、「7 認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の工事の管理をしている建築士等」及び「8 工事施行者の住所及び氏名」の欄は記入不要です。

様式第7号中「認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書」を「認定長期優良住宅建築等計画等に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書」に、「改築」を「改築/既存」に、「基づき、」を「基づき、(」に、「維持保全を取りやめたい」を「維持保全・認定長期優良住宅維持保全計画に基づく維持保全)を取りやめたい」に、「工事種別」を「認定種別」に改め、同様式中注2を注3とし、注1の次に次のように加える。

2 この様式において「既存」とは、上記の認定建築物(認定長期優良住宅)が、法第5条第6項又は第7項の規定による認定の申請に係るものであることを指します。

様式第8号中「改築」を「改築/既存」に、「長期優良住宅建築等計画」を「長期優良住宅建築等計画等」に、「工事種別」を「認定種別」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 この様式において「既存」とは、上記の認定が、法第5条第6項又は第7項の規定による認定の申請に係るものであることを指します。

附 則

1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にある改正前の大津市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

企 業 局 管 理 規 程

大津市企業局管理規程第13号

大津市浄水施設等整備・運営事業審査委員会規程を次のように定める。

令和4年9月29日

大津市公営企業管理者 國 松 睦 生

大津市浄水施設等整備・運営事業審査委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第38号)第4条の4第5項の規定に基づき、大津市浄水施設等整備・運営事業審査委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、公営企業管理者の諮問に応じ、浄水施設等の整備・運営事業を実施する事業者の選定のために必要な事項を審査するとともに、その選定手続に関し必要な事項を調査審議し、その結果を答申する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から公営企業管理者に答申を行う日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企業局施設部浄水管理センター浄水施設課浄水整備推進室において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、令和4年9月29日から施行する。